

全青色共済

疾病入院補償

ご加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」について

【令和4年9月21日現在】

○みなし入院とは

新型コロナウイルス感染症に罹患され、医師または保健所の指示により、自宅で療養されること

○みなし入院による支払い対象となる方

右記の 重症化リスクの高い方	65歳以上の方
	入院を要する方
	①新型コロナ治療薬の投与 または ②新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
	妊娠中の方

○支払対象日数

全青色共済	自宅療養の継続日数が10日以上の場合、1日目～30日 [*] を限度 ※他の病気による支払いと合わせて1年度内
疾病入院補償	1回の自宅療養について、1日目～90日を限度

○請求に必要な書類

重症化リスクの内容により、必要書類は異なりますので、お問い合わせください。

ただし、MY-HER-SYS^{*}の写しは必ず必要です。

※MY-HER-SYS（マイハーシス）…陽性者ご本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理システム

○お問い合わせや請求のご連絡 新潟市青色申告会 ☎025-224-9752 へ